

## 公益社団法人日本小児歯科学会専門医指導医制度施行細則

第1条 公益社団法人日本小児歯科学会専門医指導医制度規則（以下「規則」という）の施行にあたって、同規則に定められている事項以外は、次の各条に従うものとする。

第2条 規則第2条に定める専門医指導医の認定のためには次の要件を満たさなければならない。（第11号様式、第12号様式）

- (1) 診療実績のうち小児患者の占める割合が50%以上
- (2) 最近5年間に小児歯科分野の論文発表あるいは学会発表が3編以上
- (3) 最近3年間に小児歯科分野の学会活動および地域活動に5回以上参加

第3条 規則第5条により専門医指導医と認定された者は、日本小児歯科学会総会で報告され、小児歯科学雑誌に掲載される。

第4条 規則第6条第2項に定める専門医指導医の認定更新のための研修単位基準とは、専門医制度施行細則附表2に定める研修単位の合計単位による。

認定更新のためには次の要件を満たさなければならない。

- (1) 研修単位は5年間で120単位以上  
そのうち社会貢献の研修単位が15単位以上含まれること
  - (2) 診療実績のうち小児患者の割合が50%以上含まれること（第15号様式）
  - (3) 専門医指導医活動実績（第16号様式）が専門医認定委員会で十分評価されること
  - (4) 学会活動に積極的に関与し、日本小児歯科学会等で運営に携わること
2. 専門医指導医の認定期間が5年に満たないで、専門医の更新を申請する場合も専門医指導医の認定更新を申請しなければならない。ただし、研修単位等の要件は、専門医指導医の認定期間に応じて評価するものとする。

第5条 規則第6条に関し、止むを得ない理由で更新の申請ができないと専門医認定委員会が認めた場合には、その理由が消滅した時点から申請することができる。

第6条 本制度の施行に関わる諸費用を次のように定める。

1. 専門医指導医認定申請料 1万円

第7条 既納の専門医指導医認定申請料は、いかなる理由があっても返還しない。

第8条 本細目を変更する場合には、専門医認定委員会の議を経て学会理事会の承認を得なければならない。

### 附 則

第1条 本施行細則は、平成20年4月1日から施行する。

2. 本施行細則は、一部改正し、平成24年3月4日から施行する。
3. 本施行細則は、一部改正し、平成24年12月6日から施行する。